

甲B第54号証「利根川上流域堤防の存否調査等報告書」

～ 概要 ～

2007(平成19)年9月21日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 福田 寿 男

本日、提出した甲B第54号証「利根川上流域堤防の存否調査等報告書」の概要は下記のとおりです。
記

1 別紙図1（別紙1頁の1）をご覧ください。

「利根川上流域堤防の存否調査」の目的ですが、八ッ場ダムの治水効果なし八斗島基準点における基本高水流量毎秒22,000トという点に関して、国土交通省は「カスリーン台風（1947年）のときに八斗島上流で毎秒5,000ト程度の洪水が溢れ、その後、その大氾濫がおさまるような河川改修が行われた。」と説明しており、群馬県における費用の支出もこの説明を前提としています。本調査は、はたして上記説明が事実かどうかを明らかにするものです。

2 別紙図2をご覧ください。

国交省の計算では、カスリーン台風が再来すると八斗島で毎秒22,000トが流れるとされていますが、実績流量は推計で毎秒17,000トでした（真の実績流量は毎秒15,000ト程度です。）。

なお、図の右側＝利根川の下流部に、治水の基準点である八斗島があります。

3 別紙図3をご覧ください。

毎秒17,000トから22,000トへ。

5,000トも増える理由について、国交省は、

- 「カスリーン台風当時は八斗島上流で相当量の洪水が溢れた状態であったので、八斗島で毎秒17,000トであった。」
- 「カスリーン台風後の河川改修等による流出増があるので、カスリーン台風が再来すれば、毎秒22,000トになる。」

というものです。

4 別紙図4

では、

- 「カスリーン台風後の河川改修等による流出増があるので、カスリーン台風が再来すれば、毎秒 22,000 トンになる。」

というものです。

4 別紙図 4

では、

- 「カスリーン台風当時、八斗島上流で毎秒 5,000 トンという大氾濫が本当にあったのか？」
- 「その後、河川改修が進んできたというのは本当なのか？」

その真偽を確かめるために、今回、「利根川上流域堤防の存否調査」を実施した訳です。

5 別紙図 5

今回の調査の対象・範囲ですが、群馬県利根郡みなかみ町月夜野から群馬県前橋市までです。なお、月夜野より上流は山間部であるため月夜野から下流、前橋付近までの調査を行いました。

6 別紙図 6

調査の方法は月夜野から前橋まで利根川本川沿いの国道等を自動車で行って堤防等の状況を目視により確認するとともに、治水上重要な地点では降車して徒歩により調査を行いました。その調査箇所の一部の重要なものを写真にてご説明いたします。

7 別紙図 7

①〔月夜野から沼田まで〕沼田市の地蔵橋右岸上流部の浸食崖です。集落は崖の上の台地にあり、堤防はありません。

8 別紙図 8

②〔沼田の岩本〕岩本上流の久呂保橋から下流を見た写真です。河食崖の縁に人家がありますが、堤防はありません。

9 別紙図 9

③〔渋川の棚下〕棚下集落の右岸からの遠景です。カスリーン台風時に集落の一部に浸水被害がありましたが、堤防はありません。写真右手に見えますが、集落のすぐそばに段丘があるので、浸水が広がることはありません。

10 別紙図 10

④〔渋川の坂東橋〕坂東橋右岸から左岸の浸食崖を見たものです。高い浸食崖であり、堤防はありません。

11 別紙図 11

⑤〔前橋の南部大橋〕南部大橋の右岸下流部です。浸食崖が形成され、掘り込み河道になっているので、堤防はありません。

12 別紙図 12

⑥〔前橋・高崎の昭和大橋〕昭和大橋の左岸下流部です。こちらもやはり浸食崖が形成され、掘り込み河道になっているので、堤防はありません。

13 別紙図 13

調査の結果ですが、カスリーン台風当時に大氾濫するような箇所はなく、氾濫があっても小さなものでした。

河川管理施設としての堤防はほとんど存在せず、カスリーン台風後の堤防整備も行われていません。

したがって、カスリーン台風当時も現在も出水の状況はほとんど変わらないと判断されます。

14 別紙図 14

堤防整備等の状況については、八斗島上流の支川も本川と基本的には同じです。

15 別紙図 15

まとめですが、

- 「カスリーン台風当時に八斗島上流で毎秒 5,000 トンという大氾濫があつて、その後、その大氾濫がおさまるような河川改修が行われた。」という国交省の説明を裏付ける事実はありませんでした。
- したがって、カスリーン台風の再来流量毎秒 22,000 トンは架空の計算値である、ということになります。
- もし、上記調査に反して「利根川本川においてこの場所にこのような堤防を作った」という事実があるのであれば、被告において主張立証されたい。

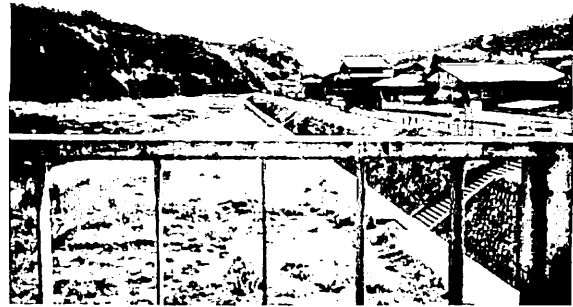
以上

①【月夜野から沼田まで】 地蔵橋右岸上流部の浸食崖
集落は崖の上の台地にある。堤防はない。



7

②【沼田の岩本】 岩本上流の久呂保橋から下流を望む。
河食崖の縁に人家が建つ。堤防はない。



8

③【渋川の棚下】 棚下集落(右岸からの遠景)
カスリーン台風時に集落の一部に
浸水被害があったが、堤防はない。
すぐそばに段丘があるので、浸水が広がることない。



9

④【渋川の坂東橋】 坂東橋左岸の浸食崖
高い浸食崖なので、堤防はない。



10

⑤【前橋の南部大橋】 南部大橋の右岸下流
浸食崖が形成され、掘り込み河道になっているので、
堤防はない。



11

⑥【前橋・高崎の昭和大橋】 昭和大橋の左岸下流
浸食崖が形成され、掘り込み河道になっているので、
堤防はない。



12

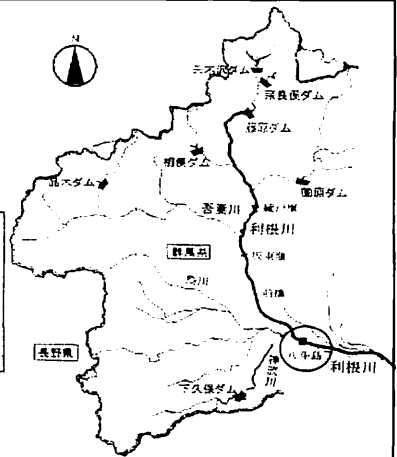
みなかみ町の月夜野から前橋市の昭和大橋 までの利根川本川

- カスリーン台風当時に大氾濫するようなところはなく、氾濫があっても小さなものであった。
- 河川管理施設としての堤防はほとんど存在せず、カスリーン台風後の堤防整備は行われてこなかった。
- したがって、カスリーン台風当時も現在も出水状況はほとんど変わらないと判断される。

13

利根川流域図 (八斗島上流)

八斗島上流の支川の状況も本川と基本的に同じである。



まとめ

- 「カスリーン台風当時に八斗島上流で毎秒5,000 t という大氾濫があつて、その後、その大氾濫がおさまるような河川改修が行われた。」という国交省の説明を裏付ける事実はなかった。
- したがって、カスリーン台風の再来流量毎秒22,000 t は架空の計算値である。

15



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書

平成19年9月21日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野上 恭道

ほか39名



号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲 B第54号証	利根川上流域堤防存否等調査報告書	原本	H19.8.27	真下淑恵 高橋利明
	立証趣旨			
	<p>1) 平成19年3月から数次にわたり現場調査をなしたところ、利根川本川上流域には、河川管理施設たる堤防の存在は認められないこと。</p> <p>2) 昭和22年9月のカスリーン台風による洪水の際には、利根川本川上流域において、ごく一部の低地部の集落をのぞき、利根川本川から氾濫したとの記録や痕跡は認められないこと。</p> <p>3) このことから、利根川本川上流域においては、カスリーン台風の襲来時と現在とで、利根川の河道や流況には、大きな変化はないと認められること。</p> <p>4) 烏川流域においては、大熊孝新潟大学教授の著作「利根川治水の変遷と水害」におけるカスリーン台風時の氾濫状況調査とその他の文献資料を基礎にして、「河川整備基本方針」についての国土交通省の説明を検証すると、カスリーン台風が再来したときの流量は、最大で烏川の実績流量に1300m³/Sを加えた程度であると考えられること。</p> <p>5) このことから、カスリーン台風再来時の流量を推計すると、最大で、実績流量1万7000m³/Sに1300m³/Sを加えた程度であると考えられること。</p> <p>6) 以上の調査結果から、カスリーン台風後に「河川整備等による氾濫量の減少」が起こっており、現在は5000m³/Sの流量増加が起こるとの国土交通省の説明は、起こりえない事実であること。</p>			